

## 指定基金の健全化計画にかかる 行政コメント(厚年)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ご参考に厚年基金以外のお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

平成23年度までの指定基金は、健全化計画を9月末日までに提出する必要がありますが、当該取扱いにつき厚生労働省より以下のコメント（以下「行政コメント」と表記）がありましたのでご案内いたします。

なお、今回の行政コメントは、7月27日付の意見募集 を受けた通知改正を反映させて掛金を決めたいなどの理由から、期限内での提出が難しい場合には、事前に今後の対応等を厚生局と協議すること（そのような基金が、9月末時点では基準を満たさない仮の健全化計画を提出しても受理しない）等を明確化するための連絡とのことです。

#### 行政コメント

- ▶ 平成24年9月末までに健全化計画を提出すべき基金が、基準を満たした健全化計画を提出期限までに提出できない場合、事前に今後の対応等を厚生局と協議すること。
- ▶ 基準未達の状態の健全化計画については、厚生局は受理せず、基準を達成する内容の計画の策定について更に検討するよう指導する方針であること。
- ▶ 健全化に向けた具体的な対応が全くできない場合には、厚生局から解散も視野に入れて今後の基金の対応を検討するよう指導する方針であること。（但し、解散はあくまでも基金の自主的な判断）
- ▶ 既に解散方針の基金（厚生労働省の内諾を得ている、または具体的な解散計画や、解散方針を代議員会で議決している基金）は、健全化計画の提出は不要の方向であり、対応については厚生局と相談すること。

AIJ投資により発生した不足金を30年償却する場合等の理由により、期限内に基準を満たす健全化計画を提出できない場合は、早急に厚生局と協議を開始していただきますようお願い致します（協議の結果次第では提出期限を延長できる可能性があります）。

年金ニュース [No.303](#)、[No.304](#)

## 【ご参考】平成23年度までの指定基金における健全化計画の取扱い

項目	取扱い
積立目標水準	最低責任準備金 × 0.9以上
承認基準	具体的措置の実施が見込まれ、基金の財政の健全化が見込まれる場合 例えば、指定年度の前年度に比べて、健全化計画の最終年度における最低責任準備金に対する純資産額の比率が上昇すること <sup>(注1)</sup>
計画期間	指定年度の翌年度から5年間 <sup>(注2)</sup>
最低責任準備金付利率の前提	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないこと
年金資産利回りの前提	各年度において以下のいずれか大きい率を上回らないこと 基金の運用実績の過去5年平均 計画作成時の最低積立基準額の算定利率 厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り
資産評価方法	時価のみ使用可能
提出時期	指定年度の2月末日までに提出 (困難な場合には、その旨を地方厚生(支)局長に報告し、遅くとも、指定年度の翌年度の9月末日までに管轄の地方厚生(支)局長に提出 )

提出時点で確定している直近決算に基づき作成

(注1) 平成23年度に指定された指定基金で、まだ健全化計画を承認されていない場合は、平成23年度末(健全化計画の初年度の前年度末)と比べて平成28年度末(健全化計画の最終年度)の積立比率が上昇することとされている。

(注2) 平成22年度に指定された指定基金は、平成27年度末が最終年度となる。

以上